
企業の農業参入ガイド



広島県 農林水産局
就農支援課

広島県がめざす地域の担い手

👉 地域農業の核となる農業参入企業の育成

■ 単純な企業誘致ではなく、

👉 地域農業の核となる経営力の高い担い手を育成し、

👉 地域の雇用創出により、地域の活力を向上させることが目的

- ❑ 担い手不在地域への参入
- ❑ 地域雇用の確保
- ❑ 産地拡大の核 など

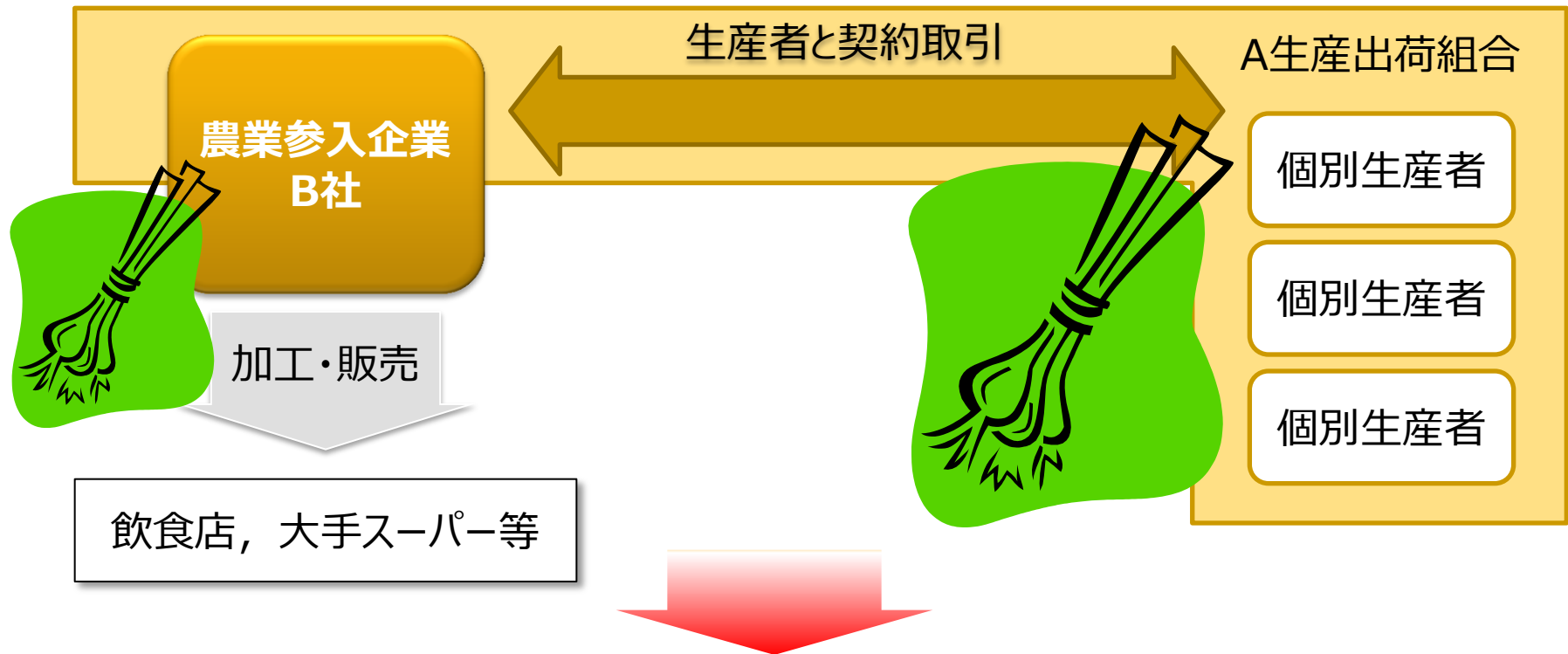
👉 県・市町が連携して

農業参入する企業をサポート!!



広島県内の農業参入企業の事例①

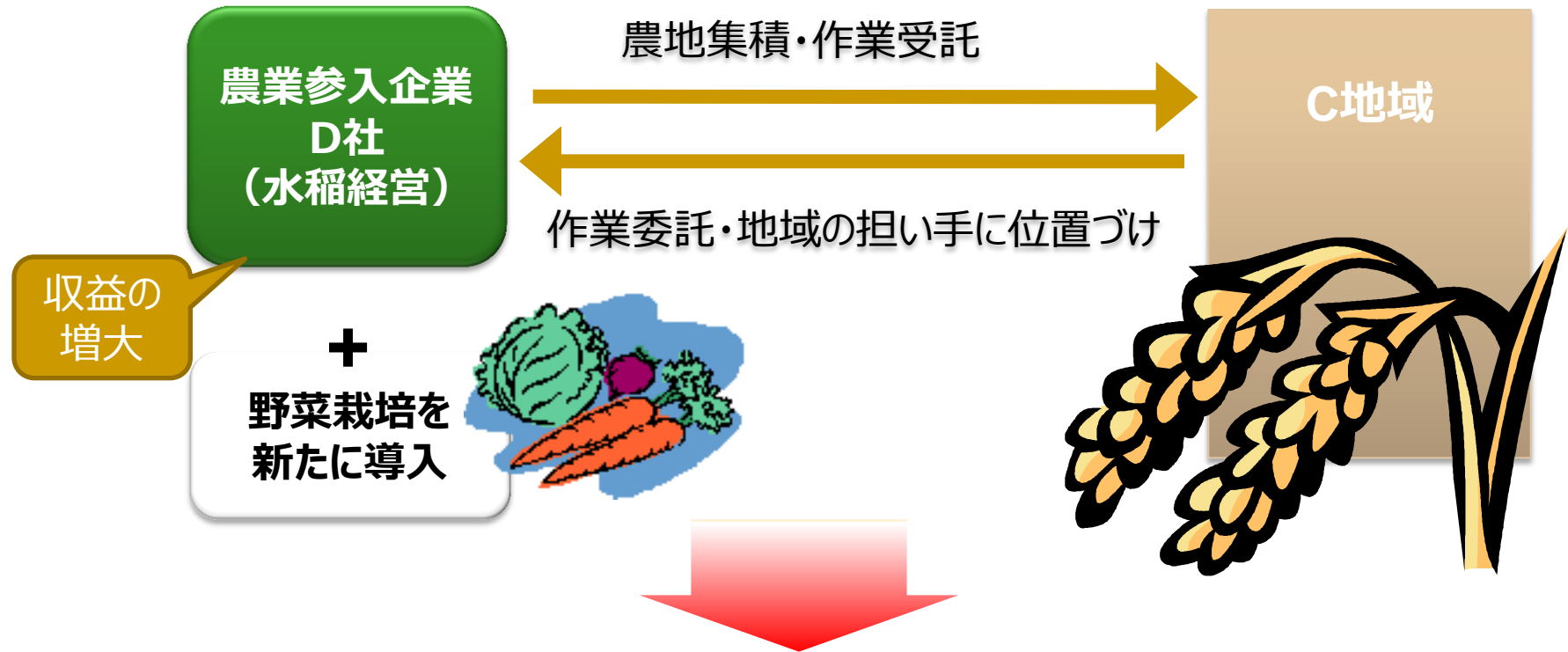
- 生産出荷組合との連携により、生産安定、販売強化を実現



GAP導入や需給調整により、更なる産地強化

広島県内の農業参入企業の事例②












- 人・農地プランへの位置づけにより，地域の農地集積を実現



地域農業の担い手として，農地の維持管理，雇用創出

農業参入への5つステップ

農業参入へのステップに応じた支援をいたします。

<u>ステップ</u>		<u>支援内容</u>
■ STEP① 構想整理		参入相談対応
		
■ STEP② 計画作成		計画作成支援
		
■ STEP③ 農地確保		農地調整支援
		
■ STEP④ 技術習得		農業技術研修
		
■ STEP⑤ 施設整備		施設整備支援
		
■ 営農開始		営農支援

1 構想整理①

「農業に参入したい」と考えたら、まずはご相談ください。構想整理をお手伝いします。

■ 目的，理念を明確にしましょう！

新たなビジネスとして農業に取り組むにあたり、目的と理念を明確にすることは、経営上の様々な壁を乗り越える重要な原動力となります。

農業を新たな収益の柱とするのか？当面の雇用を確保するためか？そのためにはどれくらい売り上げる必要があるのか？また、社会貢献の一環として地域とどう連携していくのかなど、企業が目指す姿を描きましょう。

■ 検討のポイント

農業参入の構想を整理するためには、多岐にわたる事柄について情報収集・検討・整理が必要です。

めざす農業経営のビジョンを明確にするために「どんな作物を作るのか？」「技術はどこで習得するのか？」「どこに販売するのか？」「資金をどうするのか？」などの項目について、別紙の構想整理表を活用して整理しましょう。

1 構想整理②

「農業に参入したい」と考えたら、まずはご相談ください。構想整理をお手伝いします。

■ 情報を収集しましょう！

農作物は、工業製品などに比べて一定の品質で計画どおりに生産することは難しく、土の状態、日照、雨量、気温などに大きく左右されます。こうしたイメージをあらかじめ持つために、事前に周辺農家の話を聞くことや、すでに参入した企業を視察することをおすすめします。

また、「作った農作物をどこにどう売っていくか」、いわゆる販路の確保は農業経営において最も重要です。こういった基礎情報を、あらかじめインターネットや書籍、あるいは市場や実需者（食品製造業者など）への聞き取りにより積極的に集めておきましょう

広島県のHPでも農業経営の情報が入手できます。

 広島県農業情報ローカルネットワーク 

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/local-net.html>

2 計画作成①

構想が整理出来たら、具体的な経営計画を作成しましょう。

■ 正確で、詳しい計画を立てましょう！

農業参入は、全国的に見ても経営が安定し黒字化するまでには、3～5年程度かかると分析されています。そのため、生産に必要な経費（コスト）や販売で得られる収入（売上）などについて、できるかぎり正確な情報を集め、精度の高い経営計画を立てることが重要です。

《検討項目の例》

項目	内容
概要	作目名（作型・品種），栽培方法，生産規模，総生産量，販売方法，労働力，機械・施設整備
収入	標準的な収穫量，販売単価（想定する販売先の販売価格，市場平均価格）
経費	物財費（種苗費，肥料費，農薬費，動力光熱費，修繕・償却費，諸材料費 など） 諸負担（土地改良費・水利費，租税公課，支払地代 など） 販売費（出荷資材費，運賃，販売手数料），その他雇用労賃 など
労働	労働時間配分（月別（上中下旬別），作業別の労働時間を表やグラフ化し，平準化を計る）

2 計画作成②

構想が整理出来たら、具体的な経営計画を作成しましょう。

■ 認定農業者になりましょう！

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を市町が認定する制度です。

農業経営改善計画の達成を支援するため、関係機関・団体が様々な施策を重点的に実施しています。

1 認定の対象者	<p>プロの農業経営者として頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくためのものであり、農業を職業として選択しているという意欲ある人であれば、以下の要件にとらわれず認定の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 性別（男女の性別を問わず認定の対象）② 年齢（一律の年齢制限は無し）③ 専業・兼業の別（兼業農家や新規就農者であってもプロの農業経営者を目指すものであれば認定の対象）④ 経営の規模、所得の大小（経営の規模や所得が小さくても高収益の農業経営を目指す場合は認定の対象）⑤ 営農類型（農地を所有しない畜産経営や施設園芸も認定の対象）⑥ 組織形態（農地所有適格法人以外の農業経営を営む法人や集落営農組織も法人化すれば認定の対象）
2 農業経営改善計画の作成と申請	<p>農業経営改善計画には、概ね5年後を目指した以下の大きな4つの目標と目標達成のための取組内容を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none">① 農業経営の規模拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）② 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入等）③ 経営管理の合理化の目標（複式簿記の記帳等）④ 農業従事の態様等の改善の目標（休日制の導入等）
3 認定基準	<p>【市町による農業経営改善計画の認定を受けるための要件】</p> <ul style="list-style-type: none">① 改善計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること② 改善計画を達成させる見込みが確実であること③ 改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
4 支援策等	<p>認定農業者には、農業経営改善計画の目標の達成に向けて、関係機関・団体が農地利用、資金、税制など多方面から支援を受けられます。</p>

3 農地確保①

農地について情報を集めましょう。

参入を希望する市・町（農業委員会など）に相談しましょう。

■ 参入地域での理解・協力を得ましょう！

まずは、市・町や農業委員会などに対し構想を十分に説明し、理解を得てから農地情報を集め、さらに地権者など地域の方々と合意形成を図っていく必要があります。農地をすでに確保している場合でも、地域や行政の理解や協力を得ることは、円滑に事業を進めていくうえで非常に重要です。

■ 農地中間管理機構を活用しましょう！

農業からリタイアする方や、経営を規模縮小したい方の農地を農地中間管理機構がお借りし、まとめた上で、担い手（集落法人・農業参入企業・認定農業者・新規就農者等）にお貸しする、平成26年度から始まった農地の貸し借りの新しいしくみ（制度）です。

農地中間管理機構とは、農地中間管理事業を公平かつ中立に行うために、都道府県にひとつ設置される法人で、知事が指定します。広島県では、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が広島県知事から指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

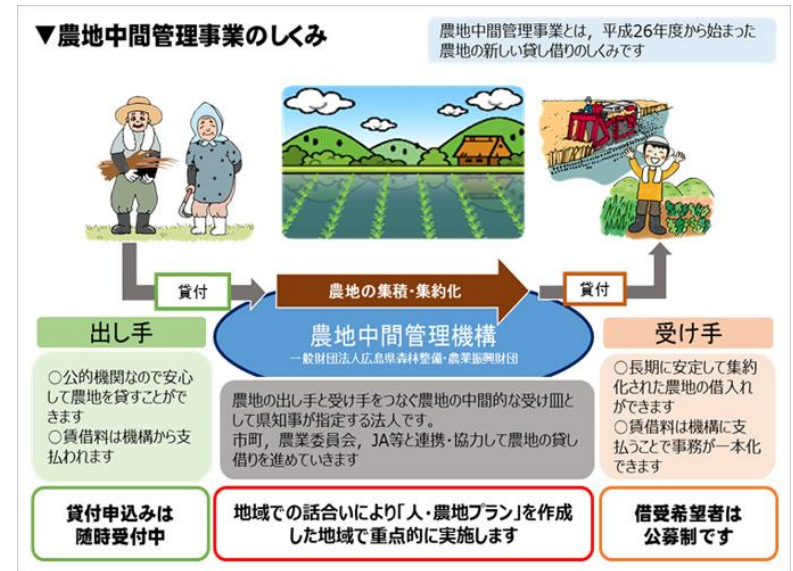
お問い合わせ先

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団 農地中間管理機構 事業推進課

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号

TEL : 082-541-6192 (直通)

FAX : 082-541-5177



3 農地確保②

農地について情報を集めましょう。

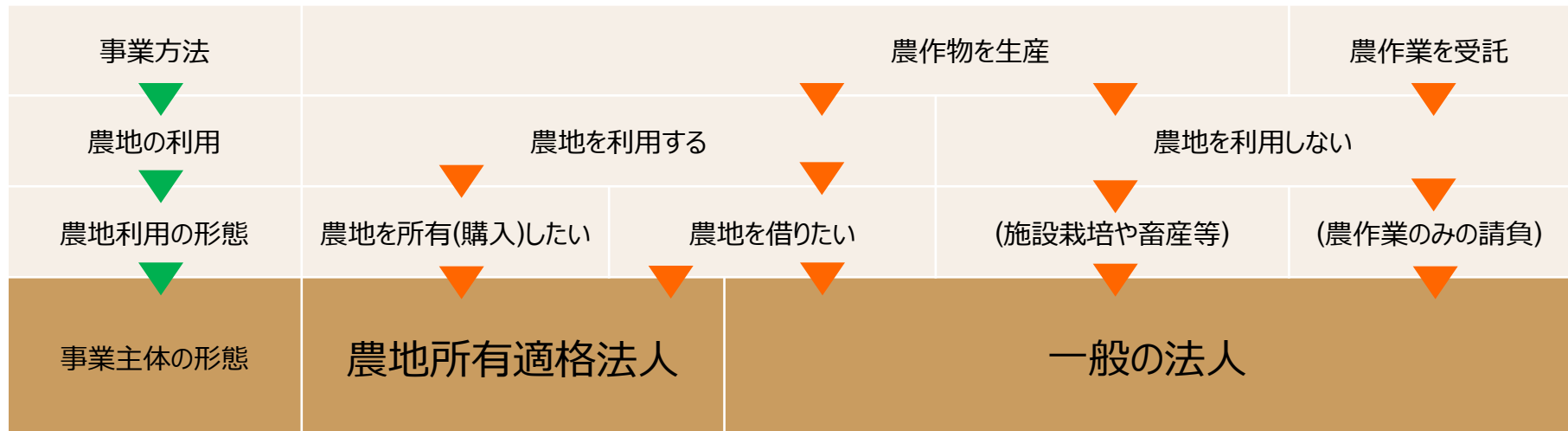
参入を希望する市・町（農業委員会など）に相談しましょう。

■ 参入形態を検討しましょう！①

農地は，農地法によりその取得・権利移動などに制約があります。

参入形態や農地の利用方法により要件が異なるため、参入を希望する市や町の農業委員会へ確認しましょう。

《参入形態の検討フロー》



3 農地確保③

農地について情報を集めましょう。

参入を希望する市・町（農業委員会など）に相談しましょう。

■ 参入形態を検討しましょう！（農地所有適格法人）

形態	農地所有適格法人	
特徴	農地の購入が可能	
要件など	1) 法人形態要件 ○株式会社（株式譲渡制限会社(公開会社でない)に限る) ○持分会社（合同・合名・合資会社の総称）	
	2) 事業要件 ○主たる事業が農業と関連事業(法人の農業と関連する農産物の加工販売等)であること	
	3) 構成員要件 ○農業関係者 ・総議決権の2分の1超 ・農地中間管理機構又は円滑化団体を通じて法人に貸し付けている個人 ○関連事業者（総議決権の4分の1以下） ・総議決権の2分の1未満	<ul style="list-style-type: none">・農業の常時従事者・農地の権利提供者・作業委託農家・地方公共団体（農業協同組合など） <ul style="list-style-type: none">・法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者 (例) 他の農地所有適格法人, スーパー, 食品産業 等
	4) 役員要件 ① 役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）であること ② 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）していること	

3 農地確保④

農地について情報を集めましょう。

参入を希望する市・町（農業委員会など）に相談しましょう。

■ 参入形態を検討しましょう！（一般法人）

形態	一般法人（農地所有適格法人以外の法人）
特徴	農地の借り入れのみが可能（購入は不可）
要件など	1) 法人形態要件 ○一般の株式会社, NPO法人 など
	2) 解除条件 ① 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること ② 撤退した場合の混乱を防止するため、次の事項を契約上明記 ・原状回復義務 ・原状回復の費用負担者 ・損害賠償の取り決め ・違約金支払いの取り決め
	3) 地域における適切な役割分担 ① 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への協力等 ② 機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行うことが見込まれること
	4) 業務を執行する役員の常時従事 実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持てる者が、業務を執行する役員のうち1人以上いること (定款、法人登記事項証明書等で確認) ※ 農業に常時従事するとは、農作業に限定されるものでなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労務も含む

4 技術習得

どんな農作物でも、商品として販売するには実需者のニーズに応える量や品質が求められます。
このニーズに対応できる栽培技術の習得、技術者の育成が伴わなければ早期の経営安定は難しくなります。

■ 経営ノウハウを習得しましょう！

農業経営は技術と販売の両輪のマネージャーが必要です。

特に生産をマネジメントできる人材については、社内で技術者を養成するのか？技術を持つ農業者から指導を受けるのか？外部技術者を雇用するのか？について早いうちから検討し、技術者の確保やその技術者を中心とした生産管理体制を明確にしましょう。

《県の支援機関等》

施設名	支援内容
農業技術指導所	経営計画の作成相談対応や栽培に係る技術指導（県内3箇所配置）
ひろしま農業経営者学校	栽培技術はもとより、経営戦略・マーケティング・財務管理・人材育成などの経営スキルを向上

農業参入の相談窓口等

「農業に参入したい」とお考えなら、まずはご相談ください。
構想整理からお手伝いします。

	相談窓口	担当地域	連絡先
農業参入相談	農林水産局 就農支援課 新規就農グループ 〒730-8511 広島市中区基町10-52	広島県全域, 県外	TEL : 082-513-3531 FAX : 082-223-3566
	西部農林水産事務所 農村振興課 〒730-0011 広島市中区基町10-52	広島市, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	TEL : 082-513-5411 FAX : 082-223-4909
	西部農林水産事務所 呉農林事業所 農村振興課 〒737-0811 呉市西中央1-3-25	呉市, 江田島市	TEL : 0823-22-5400 FAX : 0823-21-0283
	西部農林水産事務所 東広島農林事業所 農村振興課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	竹原市, 東広島市, 大崎上島町	TEL : 082-422-6911 FAX : 082-422-6928
	東部農林水産事務所 農村振興課 〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	福山市, 府中市, 神石高原町	TEL : 084-921-1311 FAX : 084-922-5908
	東部農林水産事務所 尾道農林事業所 農村振興課 〒722-0002 尾道市古浜町26-12	三原市, 尾道市, 世羅町	TEL : 0848-25-2011 FAX : 0848-22-8501
	北部農林水産事務所 農村振興課 〒727-0011 庄原市東本町1-4-1	三次市, 庄原市	TEL : 0824-72-2015 FAX : 0824-72-2023
技術・経営	西部農業技術指導所 〒739-0151 東広島市八本松町原6869	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町	TEL : 082-420-9661 FAX : 082-420-9665
	東部農業技術指導所 〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅町, 神石高原町	TEL : 084-921-1311 FAX : 084-921-6366
	北部農業技術指導所 〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	三次市, 庄原市	TEL : 0824-63-5181 FAX : 0824-63-9189